

原規規発第 2305296 号

令和 5 年 5 月 29 日

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所  
1号機、2号機、3号機、4号機、5号機、7号機  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所1号機、2号機、3号機、4号機、5号機、7号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者の安全活動に関して基本検査及び追加検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

【基本検査】

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）（緑、S L IV（通知なし））【第2四半期】

一部の照明装置に非常用電源設備等が接続されておらず、求められる機能を十分に確保できる措置が講じられていなかったもの。

【追加検査】

令和2年度に発覚したIDカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案について、「東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する今後の追加検査における確認方針」（令和4年9月14日原子力規制庁）に基づく確認の視点27項目のうち、23項目については是正が図られていることが確認されたが、残りの4項目については検査気付き事項が確認された。

そのため、令和5年5月17日の原子力規制委員会において、令和5年度も引き続き追加検査を継続することとした。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

同発電所は、令和2年度に対応区分が第4区分となり、令和3年度及び令和4年度に追加検査を継続して行っており、令和5年度も引き続き行うこととしている。

令和4年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

これらのため令和4年度においても対応区分は年間を通じて第4区分であり、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

したがって、対応区分は第4区分とする。

### 3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査のサンプル数を増やす（核物質防護のチーム検査を昨年度と同じく4回にする）とともに、原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に係る追加検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

#### ○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6 号機  
令和 4 年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和 4 年度に原子力規制委員会が東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6 号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 61 条の 2 の 2 第 7 項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和 4 年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和 4 年度において事業者の安全活動に関して基本検査及び追加検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

【基本検査】

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項 2 件が確認された。

○柏崎刈羽原子力発電所 6 号機 不十分な不適合処置による非常用ディーゼル発電機（A）の複数回にわたる復旧失敗（緑、S L IV（通知なし））【第 2 四半期】

令和 4 年 3 月 17 日、柏崎刈羽原子力発電所 6 号機非常用ディーゼル発電機（A）の 24 時間連続運転時に発生した機関軸受（発電機側）軸封部からの潤滑油飛散事象以降、復旧するための適切な不適合処置を実施できなかったため、複数回にわたり補修と不適合発生を繰り返した。

○柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）（緑、S L IV（通知なし））【第 2 四半期】

一部の照明装置に非常用電源設備等が接続されておらず、求められる機能を十分に確保できる措置が講じられていなかったもの。

【追加検査】

令和 2 年度に発覚した I D カード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案について、「東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する今後の追加検査における確認方針」（令和 4 年 9 月 14 日原子力規制庁）に基づく確認の視点 27 項目のうち、23 項目については是正が図られていることが確認されたが、残りの 4 項目については検査気付き事項が確認された。

そのため、令和 5 年 5 月 17 日の原子力規制委員会において、令和 5 年度も引き続き追加検査を継続することとした。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

- (3) その他事項  
なし

## 2. 総合的な評定

同発電所は、令和2年度に対応区分が第4区分となり、令和3年度及び令和4年度に追加検査を継続して行っており、令和5年度も引き続き行うこととしている。

令和4年度においては、検査指摘事項2件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

これらのため令和4年度においても対応区分は年間を通じて第4区分であり、各監視領域における活動目的を満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態であると評価する。

したがって、対応区分は第4区分とする。

## 3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査のサンプル数を増やす（核物質防護のチーム検査を昨年度と同じく4回にする）とともに原子力規制検査等に関する規則第3条第2項第3号に係る追加検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)